

# 都立図書館がDXを推進するために —著作権法の観点から—

第31期東京都立図書館協議会

2024年2月29日

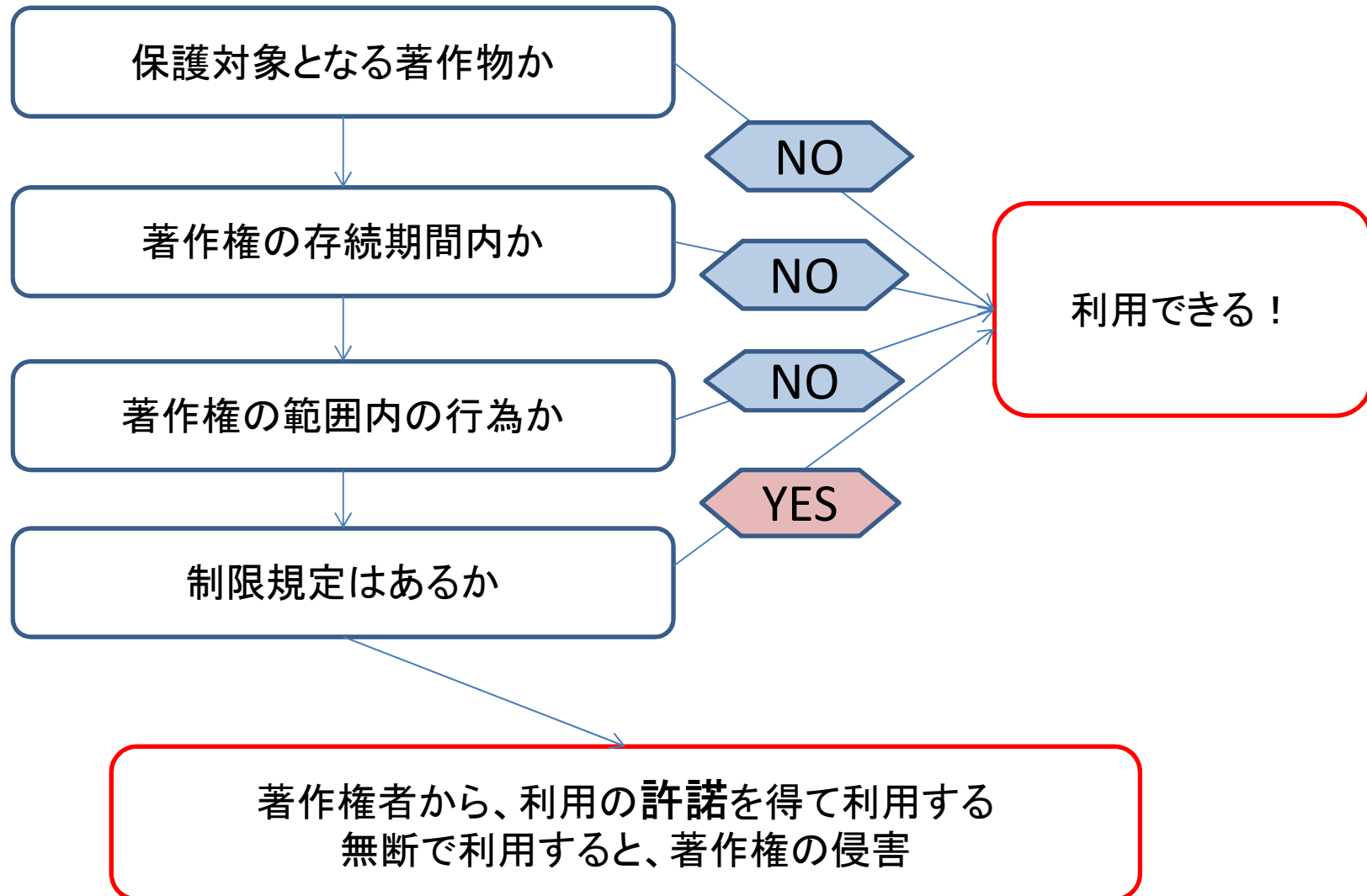
筑波大学図書館情報メディア系  
村井麻衣子

# 内容

- 1 著作権法の基本的な構造
- 2 図書館と著作権に関する最近の動向
- 3 都立図書館がDXを推進するために

# 1 著作権法の基本的な構造

# 著作物を利用するための主なチェックポイント



# 0) 契約がある場合、契約が著作権法に優先するのが原則

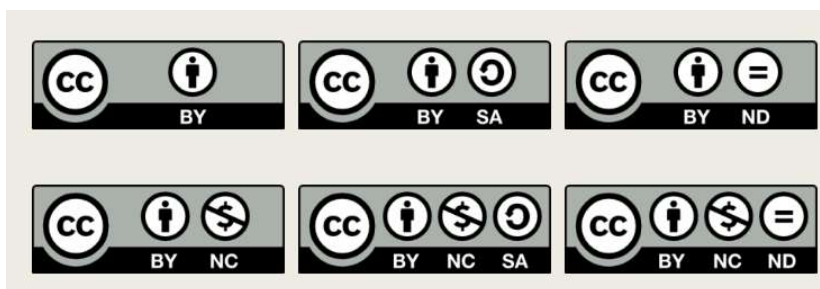
- データベースなど → 原則として、契約に従う
- 一定の利用許諾が明示されている → 許諾された範囲で利用可能

## 自由利用マーク



<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>

## クリエイティブ・コモンズ・ライセンス



<https://creativecommons.jp/licenses/>

# ポイント1) 著作権法の保護対象となる著作物か？

- 著作物とは・・・思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの(2条1項1号)
- 例)小説、脚本、論文、絵画、版画、地図、映画、写真、プログラム(10条)
- 憲法その他の法令、裁判所の判決等は、著作権の対象とはならない(13条)
- **アイディア／表現二分論**
  - アイディアの利用は自由！

## ポイント2) 著作権の保護期間内か？

- 著作権の存続期間(保護期間)
  - 原則: 実名(周知の変名を含む)の著作物・・・著作者の**死後**70年
    - 無名・変名の著作物・・・**公表**後70年
    - 団体名義の著作物・・・**公表**後70年
    - 映画の著作物・・・**公表**後70年
- 保護期間満了後は、誰でも自由に利用可能(**パブリック・ドメイン**)

# ポイント3) 著作権の範囲内の行為か？

– 著作物を利用する行為すべてが侵害となるわけではない！ 例) 読書は自由

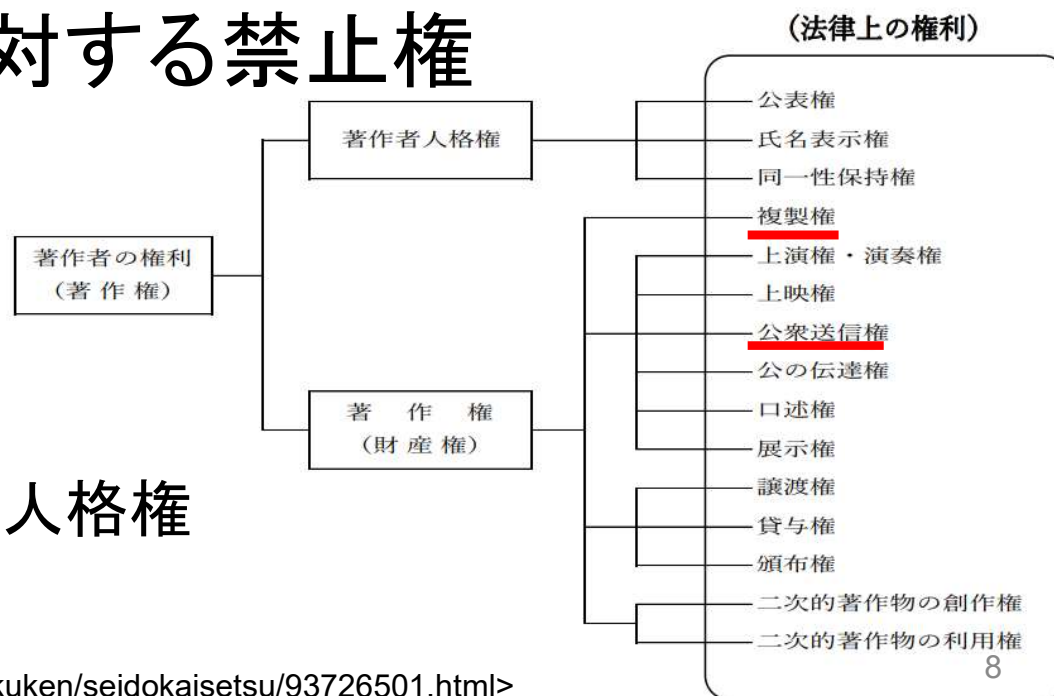
- **複製禁止権**中心主義

+

- **公の利用行為**に対する**禁止権**

## – 著作者の権利

- 著作権 + 著作者人格権





# 著作権の及ぶ行為

- 複製 ⇒ デジタルの複製が含まれる
- 公衆送信 ⇒ インターネット上の送信が含まれる
  - 同一構内の送信は公衆送信に該当しない ⇒ 館内の送信は可能
- ⇒ DXに関する著作物の利用について、包括的・広範に著作権が及ぶことになる

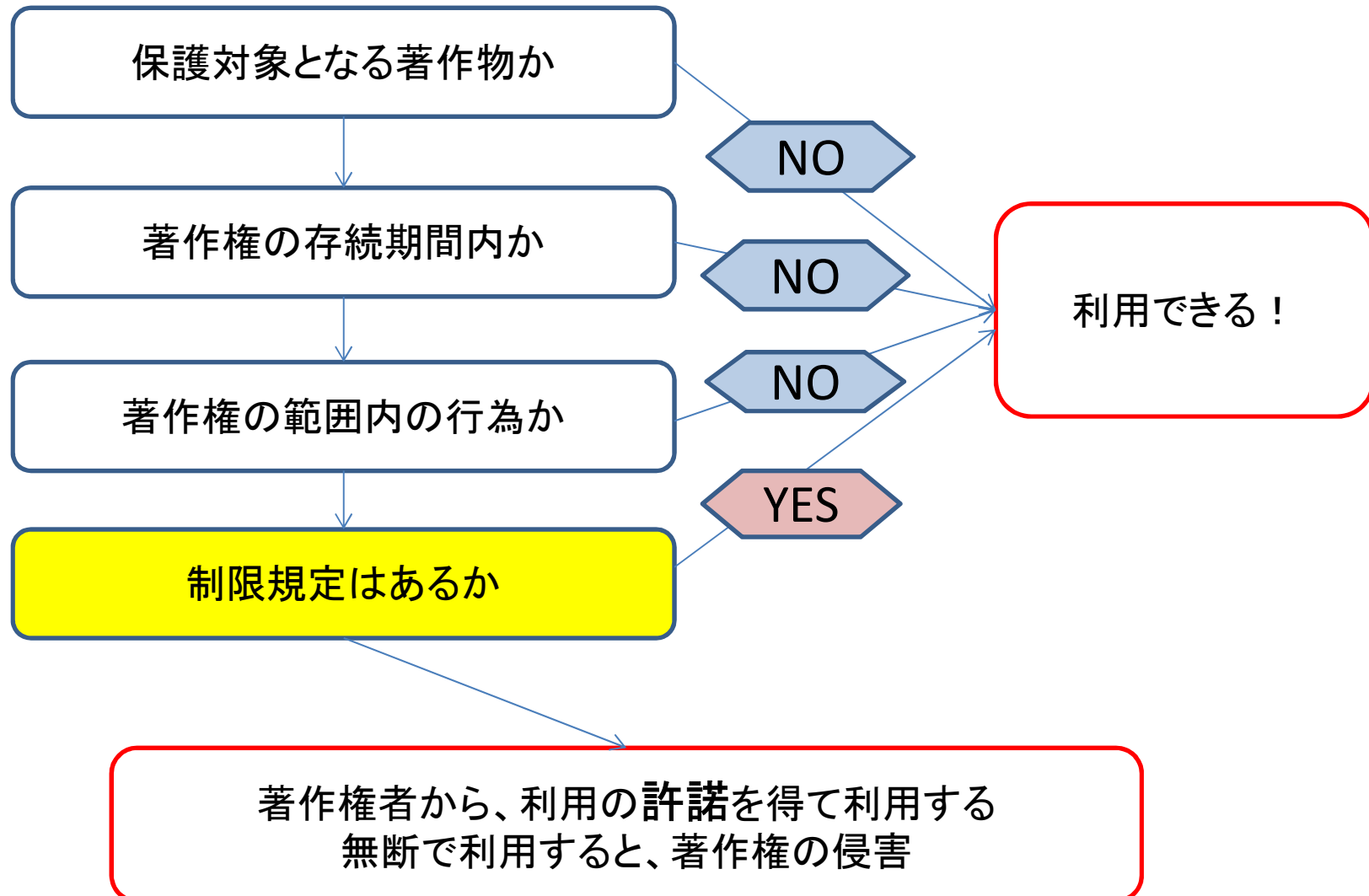
## ポイント4) 著作権の制限規定に定められているか？

- 著作権の**制限規定**＝権利の制限 ⇒ 著作権の及ぶ行為であっても、権利者の許諾なく自由利用可
  - 著作権法30条～
  - 例) 図書館における複製等、私的複製、引用
- 図書館における複製等: 31条 ⇒ **令和3年改正**

# 例) 複写サービス

- 著作権の存続している著作物 1) 2)  
↓
- 「複製」 3)  
↓
- 著作権の制限規定「図書館における複製等」  
4)
  - 31条で図書館の一定の複製が許容されている
  - 要件を満たす範囲で「複製」できる

# 著作物を利用するための主なチェックポイント



# 権利者からの許諾

- 著作権法にかかわらず、許諾を得れば、その範囲内で利用することができる
  - できるだけ利用の仕方を詳しく説明したうえで、文書で、その利用の仕方、許諾の範囲、使用料の額と支払方法などを確認しておくのが望ましい  
( <http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime6.html> )
  - 著作権契約書作成支援システム(文化庁)  
( <https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/c-template/> )
- 権利者がわからない／連絡がとれない場合
  - **裁定制度**・・・権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、適法に利用することができる(67条)

# 令和5年著作権法改正

- 著作物等の利用に関する**新たな裁定制度**の創設等・・・簡素で一元的な権利処理
  - 利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない著作物等の利用円滑化
  - 窓口組織(民間機関)による新たな制度等の事務の実施による手続の簡素化

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r05\\_hokaisei/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r05_hokaisei/)

## 2 図書館と著作権に関する最近の 動向

# 近年の著作権法改正の流れ



# 近時の著作権法改正の概観

## (図書館に関連するものを中心に)

- 平成21年改正
  - 国会図書館における所蔵資料の電子化(複製)に係る権利制限
  - 障害者の情報利用の機会の確保のための措置
  - 国立国会図書館法:インターネット資料の記録による収集⇒著作権法改正
- 平成24年改正
  - 国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信等に係る規定の整備
- 平成26年改正
  - 電子書籍に対応した出版権の整備
- 平成30年改正
  - デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した**柔軟な権利制限規定**の整備⇒書籍検索サービス
  - **教育の情報化**に対応した権利制限規定等の整備
  - 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備
  - アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等
- 令和2年改正
  - 侵害コンテンツのダウンロード違法化
- 令和3年改正
  - **図書館関係の権利制限規定の見直し**

# 近年の主な著作権法改正

- 平成30年著作権法改正
  - 柔軟な権利制限規定の整備
  - 教育の情報化への対応
    - 授業での著作物利用等に関する権利制限規定(35条) ⇒ インターネット送信への対応 + 補償金制度の導入
- 令和3年著作権法改正
  - 図書館関係の権利制限規定の見直し
    - ⇒ インターネット送信への対応 + 補償金制度の導入

# 令和3年著作権法改正

# 令和3年(2021年)著作権法改正 図書館関係の権利制限規定の見直し

背景：新型コロナウイルス感染症→図書館の休館等→オンライン利用ニーズの顕在化

- 1 国立国会図書館による絶版等資料の個人向けのインターネット送信
  - 改正前)国立国会図書館によりデジタル化された絶版等資料→他の図書館等へのインターネット送信のみ
  - ⇒ 絶版等資料の個人向けインターネット送信を可能とする
- 2 図書館等による図書館資料の公衆送信
  - 改正前)いわゆる複写サービス
  - ⇒ 利用者の調査・研究目的のため、図書館資料の原則として一部分を公衆送信(FAX、メール、インターネット送信等)することを可能とする

# 国立国会図書館による絶版等資料の 個人向けインターネット送信

- 2022年5月19日～ 個人向けデジタル化資料送信サービス開始
  - 2023年1月18日より印刷機能を追加
  - 利用登録が必要、無料で利用可能

<https://dl.ndl.go.jp/>

# 図書館等による図書館資料の 公衆送信

- 改正前の課題)可能な行為が複製及び複製物の提供(譲渡)に限定されている
- ⇒メール、FAX等による送信(公衆送信)を行うことはできない(紙媒体等に複製した上でその複製物を郵送することは可能)
- ⇒改正)利用者の調査研究の用に供するため、**著作物の一部分**(政令で定める場合には全部)を**メールなどにより直接送信**すること(公衆送信のための複製、及び公衆送信)が可能に
- 2023年6月1日施行

# 図書館等による公衆送信サービス (31条2項:改正後)

2 **特定図書館**等においては、その営利を目的としない事業として、当該特定図書館等の利用者(あらかじめ当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報(次項第三号及び第八項第一号において「利用者情報」という。)を登録している者に限る。第四項及び第百四条の十の四第四項において同じ。)の求めに応じ、その**調査研究の用**に供するために、**公表された著作物の一部分**(国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして**政令で定めるものにあつては、その全部**)について、次に掲げる行為を行うことができる。ただし、当該著作物の種類(著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この条において同じ。)の実施状況を含む。第百四条の十の四第四項において同じ。)及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし**著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。**

- 一 図書館資料を用いて次号の公衆送信のために必要な複製を行うこと。
- 二 図書館資料の原本又は複製物を用いて**公衆送信を行うこと**(当該公衆送信を受信して作成された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。))。

# 図書館等による図書館資料の 公衆送信

- 送信主体：特定図書館等
- 送信態様：
  - 不正拡散を防止・抑止するための措置
  - 送信範囲・・・原則、著作物の一部分 + 政令で定める場合は全部
  - ただし書きによる例外・・・「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は送信不可
    - ⇒ガイドラインを策定
- 補償金制度の導入
  - 補償金額の決定⇒図書館等関係者からの意見聴取等
- ※運用上の詳細等について、関係者協議や政省令、ガイドラインに委ねられた部分が多い



# ガイドライン

- 図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会「**図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン**」(令和5年5月30日制定)

- 本ガイドラインの位置づけ
- 改正法の解釈と運用
  - 制度趣旨
  - 「図書館資料」について
  - サービスの主体
  - 制度目的による限定
  - 対象となる著作物の範囲
  - 全部利用が可能な著作物
  - 利用対象外となる図書館資料
  - 送信データの不正拡散の防止
  - 特定図書館の要件
  - 受信者(利用者)における複製
  - 著作権保護期間に関する補償金の要否判断について

[https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A/20230525\\_02-1\\_kyogikai03\\_31guideline0530.pdf](https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A/20230525_02-1_kyogikai03_31guideline0530.pdf)

<https://www.sarlib.or.jp/wp-content/uploads/2023/08/31guidelines230830.pdf>

# 補償金管理団体

- 図書館等公衆送信補償金の指定管理団体の指定(令和4年11月7日)
- ⇒ 一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会(SARLIB)
- 図書館等公衆送信補償金の額の認可(令和5年3月29日)

<https://www.sarlib.or.jp/>

# 補償金の額（補償金規定より）

| 図書館資料の種類   | 補償金算定式                                   | 備考                                       |
|--|--|--|
| 新聞   | 1 頁あたり 500 円<br>2 頁目以降 1 頁ごとに 100 円      |  |
| 定期刊行物<br>(雑誌を含む。)                                | 1 頁あたり 500 円<br>2 頁目以降 1 頁ごとに 100 円      |  |
| 本体価格が明示されている図書                                   | 本体価格を総頁数で除し、<br>公衆送信を行う頁数と係数 10 をそれぞれ乗ずる | 1 冊あたりの申請に係る補償金額が 500 円を下回る場合には、500 円とする |
| 上記以外<br>(本体価格不明図書・脚本/台本含む<br>限定頒布出版物・<br>海外出版物等) | 1 頁あたり 100 円                             | 1 冊あたりの申請に係る補償金額が 500 円を下回る場合には、500 円とする |

(注) 見開きで複写を行い、図書館等公衆送信を行う場合は、2 頁と数える。

<https://www.sarlib.or.jp/wp-content/uploads/2023/05/sarlib-hoshokinkitei.pdf>

[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/pdf/93860201\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/93860201_01.pdf)

# 公衆送信サービスの課題

- 補償金の額
- 送信可能な範囲
  - 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物は全部の送信が可能だが、発行後相当期間＝発行後1年間(ただし、新聞については次号が発行されるまでの期間)
    - 複写サービス(原則として次号が発行されるまで)に比して長い
  - 発行後相当期間を経過している書籍(定期刊行物ではない)に掲載された個々の著作物(論文集の1論文や百科事典の1項目など)⇒一部分の利用に限られる
- ILL(図書館間相互利用)における公衆送信 etc.

### 3 都立図書館がDXを推進するために

# 図書館DXを推進するために

- 現行の著作権法の範囲でできることの最大限の活用
- 著作権法の解釈・運用等への提言
  - 公衆送信サービスにおける関係者協議
- 著作権法の立法への提言

# 現行の著作権法の範囲でできること の最大限の活用

例)

- 著作権の存続期間が過ぎた著作物（パブリック・ドメイン）
- アイディアの利用（例：あらすじ）
  - ⇒サービスのDX、情報資源のDX
    - レファレンスサービス、コレクションへのアクセス、デジタルアーカイブ
- 著作権の制限規定
  - ⇒公衆送信サービスの実施

# 著作権法の解釈・運用等への提言

- 公衆送信サービスにおける関係者協議
  - ガイドラインの策定等
  - ⇒ 公衆送信サービスの運用への影響力
  - 今後のガイドライン改訂に向けて
    - 「本ガイドラインの内容については、今後も適宜検討の場を設けて必要な見直しを行うことにしています」
  - 補償金の金額
  - 送信可能な範囲
  - ILL(図書館間相互利用) etc.



# 関係者協議(ソフトロー)の課題

- 権利者保護に偏りやすいとの指摘
  - 例) 国立国会図書館による絶版等資料の送信
    - 漫画・雑誌等の類型的除外
    - 著作者からの除外申出による除外
  - 例) 「上映会」に関する日本図書館協会と日本映像ソフト協会の合意
    - ← 関係団体間の交渉力・組織力の差など？
  - 利用者側の当事者も協議に参加すべきとの意見
  - 社会的公平性、客観的透明性、利害関係者の対等協議性の確保が求められる

# 著作権法の立法への提言

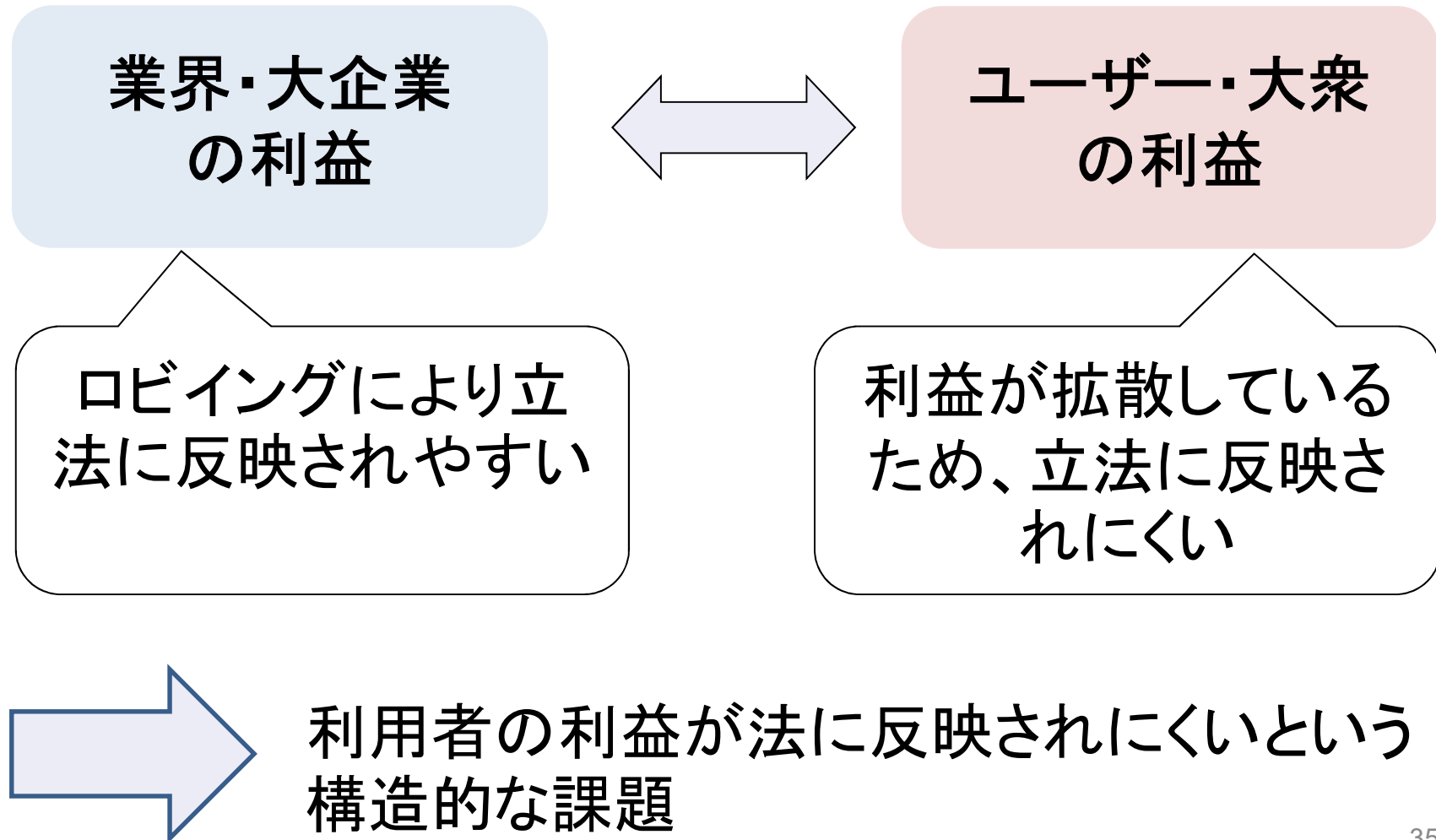
- 著作権が存在するためにDXが推進できない、で終わらないために…

## 著作権制度の課題

- 時代の変化(デジタル技術やインターネットの発達・普及)に十分対応できていない
- 少数派バイアスの問題:少数に集中した権利者の利益が立法に反映されやすい⇒図書館利用者の利益も立法に反映する必要性

# 立法政策における課題

## 著作権法の少数派バイアス



# 著作権法の立法への提言

## 【著作権法の目的】

1条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

⇒ 著作権の保護と著作物の利用のバランスに配慮しつつ、図書館DXを実現するために必要な著作権法のあり方(法改正のあり方)を図書館から提言することが望まれる

# DX時代の図書館のあり方

- 令和3年著作権法改正⇒複写サービスと、国立国会図書館による絶版等資料送信のインターネット対応
  - インターネット通じた図書館資料の提供＝物理的・場所的制約を受けない
- 国立国会図書館へ集約(伊藤)
- 大学図書館、公共図書館等は、地域資料・貴重資料の提供や利用者の支援を行う
- 各図書館における分権の理念を重視(糸賀)
- 図書館界の合意がないままのNDLへの集約へ疑問
  - 各図書館によるデータ送信の費用・労力の負担
  - 図書館の多様性

伊藤真「著作権法31条の改正とそれに伴うガイドライン等の作成について」  
糸賀雅児「図書館等公衆送信サービスをめぐる疑問と提言」

ご清聴ありがとうございました

# 主な参考ウェブサイト

- 文化庁「令和3年通常国会 著作権法改正について」

<[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakukuen/hokaisei/r03\\_hokaisei/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakukuen/hokaisei/r03_hokaisei/)>

- 『図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する報告書(令和3年2月)』 <

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/92818201\\_03.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/92818201_03.pdf) >

# 主な参考ウェブサイト

- 日本図書館協会ウェブサイト  
<<https://www.jla.or.jp/default.aspx>>  
– ⇒委員会⇒著作権委員会
- サーリブウェブサイト  
<<https://www.sarlib.or.jp/>>



# 主な参考文献

- 田村善之『著作権法概説』(有斐閣)
- 田村善之『知的財産法』(有斐閣)

令和3年著作権法改正対応:

- 中山信弘『著作権法』(有斐閣)
- 加戸守行『著作権法逐条講義』(著作権情報センター)
- 小泉直樹ほか『条解著作権法』(弘文堂)
- 作花文雄『詳解著作権法』(ぎょうせい)

# 主な参考文献

- 伊藤真「著作権法31条の改正とそれに伴うガイドライン等の作成について」コピーライト730号(2022年)2頁以下
- 糸賀雅児「図書館等公衆送信サービスをめぐる疑問と提言」図書館雑誌117巻1号(2023年)44頁以下
- 鈴木康平「入手困難資料へのアクセスの容易化に係る令和3年改正著作権法の検討」図書館情報メディア研究20巻1号(2022年)1頁以下
- 田村善之「日本の著作権法のリフォーム論 ―デジタル化時代・インターネット時代の「構造的課題」の克服に向けて―」知的財産法政策学研究44号(2014年)25頁以下
- その他、下記の論文に引用している文献
  - 村井麻衣子「令和3年著作権法改正による図書館等の公衆送信サービスについて」コピーライト750号(2023年)17頁以下
  - 村井麻衣子「デジタル・ネットワーク時代の著作権法 ―未来の図書館員の意識改革のために―」未来の図書館研究所・編『図書館員の未来カリキュラム』(青弓社)